

税理士法人を設立される皆様へ

法人設立前
にご相談を!!

税理士法人は、協会けんぽ・厚生年金の強制適用となる事業所です。

原則として、税理士国保に加入することはできません。

ただし例外として、設立日より前から税理士国保に加入されている事業所の組合員・家族で当組合の被保険者である方については、既得権を保護するということで継続して加入することができます。(健康保険の適用除外承認の手続きを年金事務所で行う必要があります)

税理士国保で継続加入を希望される場合、いくつか注意点がございます。

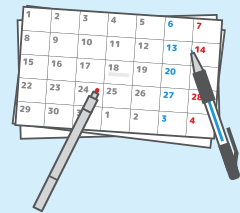
下記の注意事項をよくお読みくださいますよう、お願いいたします。

注意事項

異動日は税理士法人の設立日になります。

税理士国保の資格及び保険料は登記簿に記載される設立日まで遡ります。

しかし、手続きがかなり遅れますと、場合によっては遡って異動できなくなり税理士法人設立日より協会けんぽ加入になることもございます。



厚生年金保険の加入が必要 です。

代表者を含め、税理士法人で雇用される方全員の健康保険適用除外承認の手続きをしていただきます。これまで家族として加入されていた方が税理士法人で雇用される場合は厚生年金保険の加入と同時に、税理士国保では家族から勤務税理士または従業員に変更となります。

また、パート勤務や非常勤の方で厚生年金保険の強制適用にならない方は、理由書(当組合所定の用紙)が必要になりますので、事前に対象者をお知らせください。

個人事業所で既に健康保険適用除外承認の手続きをされている事業所は、年金事務所へ適用事業所所在地名称変更の届け出を行ってください。

ただし、年金事務所によっては、変更ではなく新規で適用除外承認を受けなければならない場合がありますので、事前に所轄の年金事務所にお問い合わせください。

被保険者証の番号が変わります。

資格は継続しますが、被保険者証の番号が設立日から変更になります。医療機関等にかかる時には番号が変わったことを申し添えて、新しい被保険者証をご提示ください。

また、これまで勤務税理士・従業員として加入されていた方で、税理士法人設立時に社員として登記簿にお名前が記載される方は、事業主としての被保険者証番号を取得し、保険料も事業主の区分に変更となります。

ご不明な点がございましたら、当組合・資格徴収係まで

電話 06-6941-3243